

年金相談 マニュアル

制度編

平成23年度版



日本年金機構
Japan Pension Service

目次

第1章	社会保険の概要	1
第1節	社会保険の種類	3
第2節	通称による区分	5
第3節	保険者	7
第2章	健康保険の概要	9
第1節	目的	11
第2節	保険者	13
第3節	被保険者	15
第4節	健康保険の給付	19
第3章	厚生年金保険の概要	27
第1節	事業所単位で加入	29
第2節	被保険者（加入する人）	31
第3節	保険料	35
第4章	国民年金の概要	37
第1節	目的	39
第2節	被保険者（加入する人）	41
第3節	保険料	45
第4節	海外居住者の国民年金加入手続き	63
第5章	年金給付	65
第1節	老齢基礎年金	67
第2節	振替加算	103
第3節	特別支給の老齢厚生年金	113
第4節	老齢厚生年金（本来支給）	121

第5章 年金給付（つづき）

第5節	加給年金	127
第6節	繰上げ請求のしくみ	141
第7節	老齢年金繰下げ制度	149
第8節	在職老齢年金	153
第9節	雇用保険との調整	165
	雇用保険との調整具体的事例	177
第10節	障害年金	187
	（参考1）障害等級表	212
	（参考2）診断書様式と傷病名の組合せ例	215
	（参考3）障害年金の保険料納付要件の事例	217
第11節	遺族年金	225
第12節	寡婦年金	243
第13節	死亡一時金	247
第14節	旧法による年金給付	251
第15節	旧令共済組合の組合員期間	263
第16節	受給権者の申出による年金給付の支給停止	271
第17節	併給選択	273
第18節	統合共済	277
第19節	その他の共済組合	293
第20節	年金の決定と支払	299
第21節	年金受給権者の手続き	313
第22節	外国居住者が年金を受けるとき	323
第23節	社会保障協定	325
第24節	年金と税	337
第25節	沖縄の特例	347
第26節	未支給年金	353
第27節	決定の訂正	359
第28節	債権管理業務	361
第29節	脱退手当金	367
第30節	外国人の脱退一時金	371
第31節	年金個人情報提供	379
第32節	ねんきん定期便・年金請求書事前送付	385
第33節	年金記録問題に係る対応	403
	年金記録問題にかかる参考資料	423
第34節	離婚時の年金分割	437

第5章 年金給付（つづき）

第35節	年金からの特別徴収（介護保険料、国民健康保険料（税）、 後期高齢者医療制度の保険料、個人住民税）	447
第36節	厚生年金基金	465
第37節	国民年金基金	469
第38節	不服の申立て	471
第39節	年金受給者等に対する融資制度	473
第40節	年金記録管理	477

第6章 年金額の計算方法 491

第1節	平成16年10月以降の年金額	493
第2節	老齢基礎年金	495
第3節	特別支給の老齢厚生年金	499
第4節	老齢厚生年金（本来請求）	509
	定額部分の単価と報酬比例部分の乗率 ・ 定額部分の上限月数	518
	平成17年度 再評価率表（一般）	519
	平成18年度 再評価率表（一般）	520
	平成19年度 再評価率表（一般）	521
	平成20年度 再評価率表（一般）	522
	平成21年度 再評価率表（一般）	523
	平成22年度 再評価率表（一般）	524
	平成23年度 再評価率表（一般）	525
	従前額保障用再評価率表	526
第5節	在職老齢年金	527
第6節	障害年金	529
第7節	遺族年金	531
	（参考）寡婦の生年月日に応じた支給乗率	539
第8節	寡婦年金	541
第9節	旧法による年金給付	543

第7章	関係法令等	549
第1節	戸籍	551
第2節	住民基本台帳	557
第3節	戸籍の除票	559
第4節	外国人登録票	561
第5節	在留証明	565
第6節	民法	567
第8章	年金請求等に必要な添付書類	579
第1節	請求案内フローチャート	581
第2節	特別支給の老齢厚生年金の請求に必要な添付書類	585
第3節	老齢基礎年金の請求に必要な添付書類	593
第4節	障害厚生・障害基礎年金の請求に必要な添付書類	595
第5節	遺族年金の請求に必要な添付書類	599
第6節	未支給年金の請求に必要な添付書類	601
第7節	在留邦人や外国人が年金の請求に必要な添付書類	603
第8節	外国人の脱退一時金の請求に必要な添付書類	605
	生計維持関係等の参考資料	607
	生計維持関係等の参考様式（年金相談部作成）	623
第9章	年金請求等に必要な添付書類	579
参考1	併給調整早見表	629
参考2	平成16年法律改正（障害年金の改善）	633
参考3	併給調整に係る注意事項	635
参考4	厚生年金保険と共済組合との遺族年金の併給調整	659
参考5	併給調整（改正経過）	660
参考6	併給限度額（改正経過）	661
参考7	短期年金停止該当表	662
参考8	短期年金停止条文表	663
参考9	公的年金受給による支給制限（支給停止対象となる公的年金給付）	664
参考10	被保険者にかかる主な届出一覧	666

第9章 年金請求等に必要な添付書類

参考 1 1	年金受給者が行う届出一覧.....	667
	（全ての受給者に共通するもの）.....	668
	（老齢給付に関するもの）.....	672
	（障害給付に関するもの）.....	
	（遺族給付に関するもの）.....	674
参考 1 2	年金給付の経過措置一覧（平成 2 3 年度）.....	676
参考 1 3	○平成 2 2 年 9 月分からの厚生年金保険料額表.....	677
参考 1 4	国民年金保険料額の改正経過.....	678
参考 1 5	年金額物価スライド等の経過.....	679
参考 1 6	厚生年金保険料率表.....	680
参考 1 7	船員保険（年金）保険料率表.....	681
参考 1 8	公的年金制度の沿革.....	682
参考 1 9	厚生年金保険 標準報酬月額等級の変遷.....	683
参考 2 0	船員保険 標準報酬月額等級の変遷.....	684

このマニュアルの省略呼称について

国年法.....	国民年金法
厚年法.....	厚生年金保険法
国年法附.....	国民年金法附則
厚年法附.....	厚生年金保険法附則
国年令.....	国民年金法施行令
厚年令.....	厚生年金保険法施行令
国年則.....	国民年金法施行規則
厚年則.....	厚生年金保険法施行規則
60 改附.....	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則
H6 改附.....	国民年金法等の一部を改正する法律(平成 6 年法律第 95 号)附則

【例】 （省略呼称）国年法 2 7 の 2 ②－ 1
（正式条項）国民年金法第 2 7 条の 2 第 2 項第 1 号

第3章

厚生年金保険の概要

第1節 事業所単位で加入

- 厚生年金保険への加入やその手続、保険料の納入などは、健康保険と同様に事業所単位で、事業主の責任で、行われます。
- 法人の事業所と常時5人以上の従業員が働いている会社、商店などの事業所は、法律によって、事業主や従業員の意思に関係なく、厚生年金保険に必ず加入することになっています。

◆ 加入する事業所

次の事業所は、法律によって、事業主や従業員の意志に関係なく、厚生年金保険に加入しなければなりません。このような事業所を「強制適用事業所」といいます。

(厚年法6)

- (1) 常時5人以上の従業員が働いている会社、工場、商店、事務所などの事業所
一般の事業所は法人であるか個人であるかに関係なく、常時5人以上いれば加入しなければなりません。ただし、サービス業や農業などの個人の事業所は強制加入の範囲から除かれます。

- (2) 常時従業員を使用している法人の事業所

ここでいう法人とは株式会社、合名会社、合資会社、合同会社または特例有限会社、など全ての法人をいいます。このような法人は、事業の種類に関係なく全ての業種で、常時使用されている従業員が1人でもいれば、適用事業所となります。なお、厚生年金保険の事務の手続き先は、事業所を管轄する年金事務所となっています。

(会社法2、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律2)

- (3) 船舶

船員として船舶所有者に使用される人が乗り組む船舶の所有者

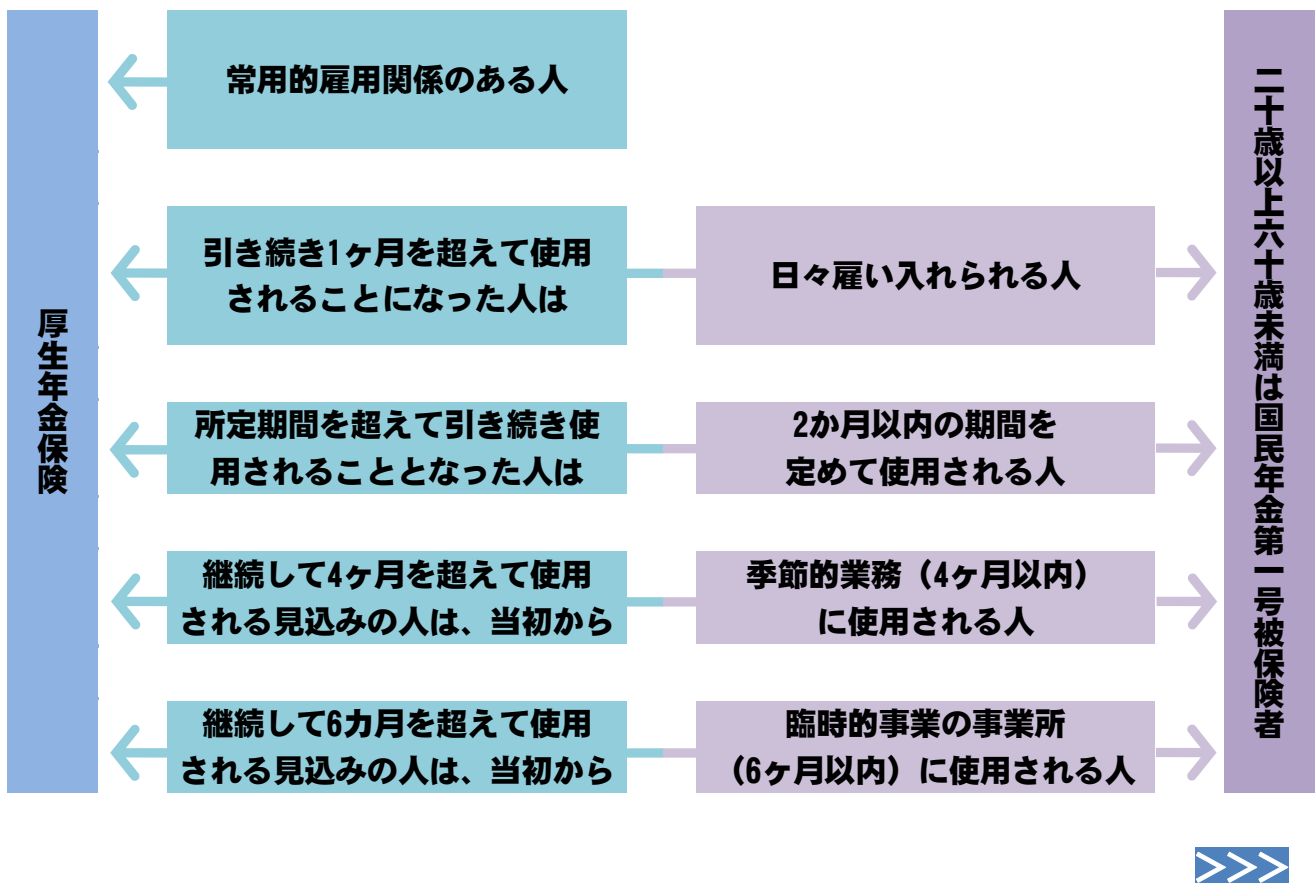
第2節 被保険者（加入する人）

- 厚生年金保険では、適用事業所に使用される70歳未満の人が被保険者となります。
- ただし、日雇労働者（1ヶ月以内）、短期間（2ヶ月以内）の臨時に使用される人、季節的業務（4ヶ月以内）や臨時の事業（6ヶ月以内）に使用される人などは、被保険者の対象から除かれています。

前記の「使用される人」とは、事業上その事業主に使用され、労働の対価として給料や賃金を受け取っている人のことをいい、法律上の雇用契約があるかどうかは必ずしも関係ありません。

（厚年法9・12）

被保険者となる要件



1. 高齢任意加入について

70歳以上の人であって、年金の受給権がない人は、在職中であれば引き続き厚生年金保険に加入することができます。

適用事業所に使用されている人または、適用事業所以外の事業所に使用されている人で年金の受給要件を満たしていない場合に限りです。

保険料は全額負担となりますが、事業主が同意をすれば半額は事業主負担とすることができます。受給権確保のための手段であることから、受給要件を満たせば資格を喪失します。

2. 入社したとき・退職したとき

厚生年金保険では、適用事業所に使用された日、例えば入社した日に自動的に被保険者の資格を取得することになります。この場合、事業主は5日以内に、年金事務所に「被保険者資格取得届」を提出し、確認を受けて、その結果を被保険者に知らせなければなりません。

（厚年法13・27、厚年則15）

被保険者が適用事業所に使用されなくなったとき、例えば退職したときや死亡した場合は、該当する日の翌日に、または70歳に到達した場合は70歳到達日に被保険者の資格を喪失することになります。この場合も資格取得のときと同様、5日以内に事業主が「被保険者資格喪失届」を提出し、被保険者に確認の通知をしなければなりません。

（厚年法14、厚年則22）

被保険者がいつ資格を取得したか、喪失したかということは、年金給付を受けるときの被保険者期間を計算するうえで大切なことですし、届出などが正確に行われていないと、不利益を被ることがあります。事業主も被保険者も、被保険者の資格に関する届出などを的確に行うよう注意する必要があります。

また、同一の事業所において雇用契約上いったん退職した人が1日の空白もなく引き続き再雇用された場合は、退職金の支払いの有無または身分関係もしくは職務内容の変更の有無にかかわらず、その人の事実上の使用関係は中断することなく存続しているため、被保険者の資格も継続することになります。

なお、平成22年9月以降は定年に加えて、特別支給の老齢厚生年金受給権者が定年制のある事業所において定年によらずに退職した場合及び定年制の定めのない事業所において退職した後、継続して再雇用された場合も事業主から被保険者資格喪失届および被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えないこととされています。（平成22年8月以前は定年による退職後継続して再雇用される場合に限ることとされていました。）

3. 厚生年金保険の被保険者の種類

厚生年金保険においては、歴史的な経緯等から、被保険者の性別や職業などによって、保険料の負担や年金を受ける資格期間に差が残っているため、被保険者を次の4種類に分けることがあります。ただし、現在は性別または職業によって保険料や資格期間に残っている差を徐々になくす方向にありますので、将来は、このように被保険者を区別する必要がなくなります。

(厚年法附(60)5)

第1種被保険者	男子の被保険者
第2種被保険者	女子の被保険者
第3種被保険者	坑内員と船員の被保険者
第4種被保険者	任意継続被保険者

(注1) 平成9年4月1日から、旧公共企業体の三共済組合（日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合されたことによって、昭和7年4月2日以後に生まれ、平成9年3月31日に三共済の組合員であって、平成9年4月1日に改正前の国共済法に規定する適用法人または指定法人の事業所または事務所のうち厚生年金保険法に規定する適用事業所に使用されていた人は、平成9年4月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得しました。

(厚年法附平(8)4)

(注2) 平成14年4月1日から、農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険に統合されたことによって、昭和7年4月2日以後に生まれ、平成14年3月31日に農林漁業団体職員共済組合の組合員であって、平成14年4月1日に農林漁業団体等に使用されていた人は、平成14年4月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得しました。

(厚年法附平(13)4)

第3節 保険料

標準報酬月額と標準賞与額に基づいて保険料を納めます。

総報酬制導入後の平成15年4月分からは、月々の報酬月額を30等級に区分した標準報酬月額と、標準賞与額（1,000円未満切り捨て。上限150万円）に16.058%（平成22年9～23年8月分まで）の保険料率を乗じた額を厚生年金保険料として納めます（事業主と本人の折半負担）。

◆ 保険料率引上げの凍結解除と保険料率の改定

厚生年金保険料は段階的に引き上げられてきましたが、平成12年年金改正より景気動向への配慮から引き上げが凍結されてきました。

平成16年年金制度改正の実施に伴い、凍結が解除され、平成16年10月から厚生年金保険料率が段階的に引き上げられ、平成29年9月からは18.3%に固定されます。

保険料率の引上げ実施予定 （単位：％）

年月	一 般	坑内員・船員
平成16年10月～平成17年 8月	13.934	15.208
平成17年 9月～平成18年 8月	14.288	15.456
平成18年 9月～平成19年 8月	14.642	15.704
平成19年 9月～平成20年 8月	14.996	15.952
平成20年 9月～平成21年 8月	15.35	16.2
平成21年 9月～平成22年 8月	15.704	16.448
平成22年 9月～平成23年 8月	16.058	16.696
平成23年 9月～平成24年 8月	16.412	16.944
平成24年 9月～平成25年 8月	16.766	17.192
平成25年 9月～平成26年 8月	17.12	17.44
平成26年 9月～平成27年 8月	17.474	17.688
平成27年 9月～平成28年 8月	17.828	17.936
平成28年 9月～平成29年 8月	18.182	18.184
平成29年 9月～	18.3	18.3



報酬の範囲

給与をいずれかの等級にあてはめ、一定期間（原則として1年間）固定化するのが標準報酬制です。標準報酬を定めるときの「報酬の範囲」は、労働の対償として受ける各種手当にも含まれます。賞与（年3回以下支払われるもの）は別に標準賞与として扱われます。



標準報酬の決定と改定

厚生年金保険、厚生年金基金、健康保険の標準報酬月額決定時期・方法には次の4種類があります。

① 資格取得時決定

新たに就職して厚生年金保険等の被保険者となったときは、給与の支払実績がありませんので、その人が今後受け取るであろう給与の額で標準報酬月額を決定します。

② 定時決定（算定基礎届による決定）

標準報酬月額は、年1回決まった時期に見直しが行われます。これを定時決定といいます。

毎年7月1日現在の被保険者全員を対象として、その年の4月、5月、6月の3ヶ月間に受け取った給与の平均額に基づいて新しい標準報酬月額を決め、その年の9月分から翌年の8月分までの1年間適用されます。

③ 随時改定（月額変更届による改定）

標準報酬月額は、次の定時決定が行われるまでは変更しないことを前提としていますが、昇（降）給などにより、それまでの標準報酬と固定的賃金の変動後引き続く3ヶ月間に受けた報酬の平均に2等級以上の差が生じた場合は、変動月以後の引き続く3ヶ月の翌月以降に標準報酬月額の改定が行われます。これを随時改定といいます。

④ 育児休業等終了時改定

育児休業を終えて3歳未満の子を育てている被保険者が申出をすれば、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後3ヶ月の報酬月額の平均が、育児休業等の終了日の翌日から起算して2ヶ月を経過した日の属する月の翌月から次の定時決定までの標準報酬月額とされます。

①～④ともに、決定月の保険料（掛金）は翌月の給与から徴収されます。例えば算定基礎届による定時決定は9月分から適用されるので、一般的には翌月10月の給与控除分から変更されることとなります（翌月に給与控除されるかは事業所によって異なる場合があります）。



第 6 章

年金額の計算方法

第1節 平成16年10月以降の年金額

平成16年10月改正前の年金水準の改定は、賃金スライド（65歳未満に限る。）と物価スライドの組み合わせによる年金水準の維持が柱になっていました。平成16年10月改正以後は、賃金スライド及び物価スライドに加えて、少子化、高齢化、経済情勢の変化を取り込んで、年金財政の社会全体の負担力に応じた調整できる仕組み（マクロ経済スライド）が導入されました。

国民年金の年金水準の改定についても、毎年の賃金・物価指数の変動にスライド調整率を加味した「改定率」を基に年金額を改定しますが、改定率は1を下回らないものとなります。

なお、賃金・物価指数が下落した場合は、調整を行わず、賃金・物価指数の下降分のみでスライド改定が行われます。

当分の間は、改正後の規定に基づき計算した年金額が改正前の規定に基づき計算した年金額より低い場合には、従前保障するよう経過措置が設けられています。

したがって平成16年10月以降は、新水準と旧水準の年金額を比べ高い方の年金額となります。

1. 平成17年度の年金額

平成17年4月は、平成16年平均の全国消費者物価指数が前年比で変動が無かったため、平成16年4月の計算式により年金額が計算されていました。

2. 平成18年度の年金額

平成18年4月は、平成17年平均の全国消費者物価指数が前年比マイナス0.3%となったことから物価スライドによる改定が行われました。

3. 平成19年度の年金額

平成19年4月は、平成18年平均の全国消費者物価指数が前年比プラス0.3%となりましたが、平成12年度から平成14年度の3年間でマイナス1.7%と据え置いた経緯があるため、年金額の改定を行いませんでした。

4. 平成20年度の年金額

平成20年4月は、平成19年平均の全国消費者物価指数が前年比で変動が無かったため、年金額の改定は引き続きありませんでした。

5. 平成21年度の年金額

平成21年4月は、平成20年平均の全国消費者物価指数が前年比でプラス1.4%となる一方で、名目手取り賃金変動率がプラス0.9%となったため、後者により年金額の改定を行うことになります。ただし、引き続き物価スライド特例水準の年金額の方がそれより高い場合は、年金額の改定が行われません。

6. 平成22年度の年金額

平成22年4月は、平成22年1月29日、総務省より、平成21年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率がマイナス1.4%となった旨発表されました。

しかし、平成22年度の年金額の場合、平成21年の物価水準は対前年比では下落したものの、法律で、これを下回らなければ引き下げない基準としている平成17年の水準と比較すれば、依然として0.3%上回っている状況にあり、法律の規定に基づき、平成22年度における旧水準（従前）の年金額は据置きとなり、多くの人は旧水準（従前）の年金額の方が高い年金額となります。

7. 平成23年度の年金額

平成23年4月は、平成23年1月28日、総務省より、平成22年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率がマイナス0.7%となった旨発表されました。

現在支給されている年金については、法律上、直近の年金額引下げの年（現在は平成17年の物価が基準）よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することとしています。

平成22年の物価は、基準となる平成17年の物価と比較してマイナス0.4%となったことから、平成23年度の年金額は0.4%の引下げとなります。（4月分が支払われる6月の支払から、額が変わります。）

第2節 老齢基礎年金

老齢基礎年金について、平成16年制度改正によりマクロ経済スライドが導入されましたが従前保障により改正前の年金額が保障されていますので、ここでは従前の計算方法で行います。

また、平成21年4月以後の期間については、国庫負担割合が3分の1から2分の1に引上げられたため、年金額に反映される月数（A）は次の点線内の計算に基づくことになります。

平成16年年金制度改正後（平成16年10月以降）の年金額の計算方法は、次のとおりです。

1. 新水準（改正後の計算式）

$$780,900 \text{ 円} \times \underline{0.985 \text{ (平成23年度改定率)}} = 769,186.5 \\ \approx 769,200 \text{ 円}$$

$$769,200 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付済月数}}{480 \text{ 月 (40年)}^{※1}}$$

平成16年度価格に、平成23年度改定率を乗じた額が基本年金額になります。

$$\text{前年度改定率 (0.992)} \times \text{前年物価変動率}^{※2} \text{ (0.993)}$$

※1 最大で480月（40年）ですが、年齢に応じて加入可能年数が異なります。詳しくは「第5章 年金給付 第1節 老齢基礎年金 3. 資格期間短縮の特例」等を参照してください。

※2 新規年金決定者は「名目手取り賃金変動率^{※3}」、既決定者は「物価変動率」を基準とするのが原則ですが、名目手取り賃金変動率が1を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るため、国民年金法第27条の2第3項の規定により、平成23年度の年金額は新規年金決定者についても物価変動率を基準に改定します。

※3 名目手取り賃金変動率は、平成22年度物価変動率（0.993）×実質賃金変動率（平成19～21年度の実績値の3年平均（0.987））×可処分所得割合変化率（0.998）で得た値です。（名目手取り賃金変動率：0.978）

2. 平成16年改正従前保障（改正前の計算式）

$$804,200 \text{ 円} \times \underline{0.981 \text{ (物価スライド)}} = 788,920.2 \\ \approx 788,900 \text{ 円}$$

$$788,900 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付済月数}}{480 \text{ 月 (40 年)}}$$

基本的に平成12年に改正された年金額（804,200円）に、平成13～17年までの物価変動率、または名目手取り賃金変動率を乗じて得たものが平成18年4月からの年金額になります。

3. 保険料未納期間または保険料免除期間を有する者の場合

$$788,900 \text{ 円}^* \times \text{改定率} \times \frac{\text{(1)～(8)の総月数 (=480 月を限度)}}{480 \text{ 月 (40 年)}}$$

※ 平成23年度は従前額が保障されるため、788,900円になります（物価スライド特例水準の年金額が支給されます）。

(1) 保険料納付済期間月数（480月未満）

(2) 保険料4分の1免除期間月数

$$\left[(480 \text{ 月} - (1)) \text{ を限度} \right] \times \frac{7}{8} \dots\dots \left(\frac{5}{6} \right)$$

$$(3) \quad \left(\frac{\text{保険料4分の1}}{\text{免除期間総月数}} - (2) \right) \times \frac{3}{8} \dots\dots \left(\frac{1}{2} \right)$$

(4) 保険料半額免除期間月数

$$\left[480 \text{ 月} - ((1) \sim (3)) \text{ を限度} \right] \times \frac{3}{4} \dots\dots \left(\frac{2}{3} \right)$$

$$(5) \quad \left(\frac{\text{保険料半額}}{\text{免除期間総月数}} - (4) \right) \times \frac{1}{4} \dots\dots \left(\frac{1}{3} \right)$$

(6) 保険料4分の3免除期間月数

$$\left[480 \text{ 月} - ((1) \sim (5)) \text{ を限度} \right] \times \frac{5}{8} \dots\dots \left(\frac{1}{2} \right)$$

$$(7) \quad \left(\frac{\text{保険料4分の3}}{\text{免除期間総月数}} - (2) \right) \times \frac{1}{8} \dots\dots \left(\frac{1}{6} \right)$$

(8) 保険料全額免除期間月数

$$\left[480 \text{ 月} - \left((1) \sim (7) \right) \text{ を限度 } \right] \times \frac{1}{2} \dots\dots \left(\frac{1}{3} \right)$$

(注1) 右の「... ()」の分数は、国庫負担額が2分の1になる以前（平成21年3月以前）の給付割合になります。

(注2) (3)、(5)、(7) 加算は、保険料納付済期間と多段階免除期間を合算して、480月を越えた場合、越えた月数を年金額に反映させる2分の1国庫負担実施後の規定です。

4. 昭和16年4月1日以前生まれの人の経過措置

老齢基礎年金の年金額の計算基礎とされるのは、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日以後の期間とされていますが、そのときすでに20歳以上となっていた人（昭和16年4月1日以前に生まれた人）は、60歳までの期間で40年を満たすことができないため、経過措置が設けられています。昭和36年4月1日以後60歳までの期間（加入可能年数）について、全ての保険料を納付した場合に満額の老齢基礎年金が支給されます。加入可能年数に対して、保険料納付済期間が不足する場合はその不足する期間の割合により老齢基礎年金の額を計算することとなります。

生年月日	加入可能年数
大正15年4月2日 ～ 昭和 2年4月1日	25年
昭和 2年4月2日 ～ 昭和 3年4月1日	26年
昭和 3年4月2日 ～ 昭和 4年4月1日	27年
昭和 4年4月2日 ～ 昭和 5年4月1日	28年
昭和 5年4月2日 ～ 昭和 6年4月1日	29年
昭和 6年4月2日 ～ 昭和 7年4月1日	30年
昭和 7年4月2日 ～ 昭和 8年4月1日	31年
昭和 8年4月2日 ～ 昭和 9年4月1日	32年
昭和 9年4月2日 ～ 昭和10年4月1日	33年
昭和10年4月2日 ～ 昭和11年4月1日	34年
昭和11年4月2日 ～ 昭和12年4月1日	35年
昭和12年4月2日 ～ 昭和13年4月1日	36年
昭和13年4月2日 ～ 昭和14年4月1日	37年
昭和14年4月2日 ～ 昭和15年4月1日	38年
昭和15年4月2日 ～ 昭和16年4月1日	39年
昭和16年4月2日以後	40年

5. 基本年金額（従前額が保証される場合）

$$788,900 \text{ 円} \times \frac{\text{㉑}}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{ (516.4.2 以降は 480 月)}}$$

㉑の計算方法

(480 月を超える期間に係る月数に乗じる割合)				
	(①保険料納付済期間	月	×	1)
+	(②平成 21 年 4 月以降 1/4 免除	月	×	7/8 (3/8))
+	(③平成 21 年 4 月前 1/4 免除	月	×	5/6 (1/2))
+	(④平成 21 年 4 月以降半額免除	月	×	3/4 (1/4))
+	(⑤平成 21 年 4 月前半額免除	月	×	2/3 (1/3))
+	(⑥平成 21 年 4 月以降 3/4 免除	月	×	5/8 (1/8))
+	(⑦平成 21 年 4 月前 3/4 免除	月	×	1/2 (1/6))
+	(⑧平成 21 年 4 月以降全額免除	月	×	1/2 (0))
+	(⑨平成 21 年 4 月前全額免除	月	×	1/3 (0))
=		月	㊦	
(注) ①から順番に加算していき、480 月を超える期間に係る月数は、括弧内の割合を乗じます。				

6. 付加年金

付加保険料（月額 400 円）を納付した人は、納付済期間の月数に応じて次の式で計算した額が基本額に加算されます。

$$200 \text{ 円} \times \text{付加保険料納付月数}$$

7. 振替加算

65 歳に達した日において、加給年金対象者であった人のうち昭和 41 年 4 月 1 日以前生まれの人には振替加算が加算されます。

平成 23 年度の振替加算の額は、生年月日に応じて 227,000 円から 15,200 円です。

⇒「第 5 章 年金給付 第 2 節 振替加算」参照

第8節 外国人の脱退一時金の請求に必要な添付書類

1. 年金手帳

2. 出国の証印をされたパスポートの写

パスポートの写で、氏名・生年月日・国籍・本人署名（サイン）^{※1}・在留資格と出国年月日を確認するので、必要項目のページのコピーを必ず添付してください。

なお、パスポートを紛失した場合には、次の書類で代ることも可能です。

(1) パスポート紛失の旨の申立書（フリーフォーム）^{※2}

(2) 公的機関の証明で次の項目が分かるもの

① 氏名（アルファベットも表記^{※3}）

② 生年月日、国籍

③ 日本以外の国に居住していることが確認できるもの（出国日の確認がとれないため）で、可能であれば外国人登録証等の日本での居住が確認できるもの

3. 預貯金通帳の口座（記号）番号が確認できる書類^{※4}

(注) 「脱退一時金請求書」に年金手帳や年金番号の記載がないと資格記録を確認できないため、日本を出国する前に本人（事業主）が資格記録を確認しておくよう注意喚起してください。

※1 機構本部での審査では、本人署名（サイン）は必須事項として取り扱ってはならず、未記入の場合でも審査には影響はありません。

※2 パスポートの紛失の申立てがなくとも、その他の書類が揃っていれば不備とはしていません。

※3 中国の公安局が発行する「身分証明」（氏名・生年月日・国籍の確認）及び「居住証明」（出国の確認）には、アルファベットが記載されておりませんが、翻訳するなどして対応しているため、書類の不備とはしていません。

※4 基本的に口座証明または小切手帳の写または預貯金通帳のコピーを添付してください。

生計維持関係等の 参考資料



年発0323第 1 号

平成23年 3月23日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長



生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて

生計維持・生計同一関係の認定基準及び認定の取扱いについては、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（昭和61年4月30日庁保発第29号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第一課長・業務第二課長連名通知）等により取り扱われてきたところであるが、今般、国民年金法等の一部を改正する法律（平成22年法律第27号。以下「障害年金加算改善法」という。）の施行に伴い、併せて関連通知の整理等を行うこととし、別添の「生計維持・生計同一関係等に係る認定基準及びその取扱いについて」（以下「認定基準」という。）により生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いを行うこととしたので遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、本通知の発出に伴い、「事実婚関係の認定について」（昭和55年5月16日庁保発第15号社会保険庁年金保険部長通知）、「事実婚関係の認定事務について」（昭和55年5月16日庁保発第13号社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長・国民年金課長・業務第一課長・業務第二課長連名通知）、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（昭和61年4月30日庁保発第29号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第一課長・業務第二課長連名通知）及び「生計維持関係等の認定基準の一部改正について」（平成6年11月9日庁文発第3235号社会保険庁運営部年金指導課長通知）を廃止することとしたので申し添える。



[別添]

生計維持・生計同一関係等に係る認定基準及びその取扱いについて

- 1 総論
 - (1) 生計維持認定対象者
 - (2) 生計同一認定対象者
- 2 生計維持関係等の認定日
 - (1) 認定日の確認
 - (2) 確認の方法（別表1関係）
- 3 生計同一に関する認定要件
 - (1) 認定の要件
 - (2) 認定の方法（別表2関係）
- 4 収入に関する認定要件
 - (1) 認定の要件
 - (2) 認定の方法（別表3関係）
- 5 事実婚関係
 - (1) 認定の要件
 - (2) 除外の範囲
 - (3) 離婚後の内縁関係の取扱い
 - (4) 認定の方法（別表5関係）
- 6 重婚的内縁関係
 - (1) 認定の要件
 - (2) 重婚的内縁関係に係る調査

1 総論

(1) 生計維持認定対象者

次に掲げる者（以下「生計維持認定対象者」という。）に係る生計維持関係の認定については、2の生計維持関係等の認定日において、3の生計同一要件及び4の収入要件を満たす場合（⑦及び⑨にあっては、2の生計維持関係等の認定日において、3の生計同一要件を満たす場合。）に受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であった者と生計維持関係があるものと認定するものとする。

ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない。

- ① 老齢基礎年金のいわゆる振替加算等の対象となる者
- ② 障害基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）による改正前の国民年金法による障害年金を含む。）の加算額の対象となる子
- ③ 遺族基礎年金の受給権者
- ④ 昭和60年改正法による改正後の国民年金法による寡婦年金の受給権者
- ⑤ 老齢厚生年金の加給年金額の対象となる配偶者及び子
- ⑥ 障害厚生年金の加給年金額の対象となる配偶者
- ⑦ 昭和60年改正法による改正前の厚生年金保険法による障害年金の加給年金額の対象となる配偶者及び子
- ⑧ 遺族厚生年金（昭和60年改正法による改正後の厚生年金保険法による特例遺族年金を含む。）の受給権者
- ⑨ 昭和60年改正法による改正前の船員保険法による障害年金の加給年金額の対象となる配偶者及び子

(2) 生計同一認定対象者

次に掲げる者（以下「生計同一認定対象者」という。）に係る生計同一関係の認定については、2の生計維持関係等の認定日において、3の生計同一要件を満たす場合に受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であった者と生計同一関係があるものと認定するものとする。

ただし、これにより生計同一関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない。

- ① 遺族基礎年金の支給要件及び加算額の対象となる子
- ② 死亡一時金の支給対象者

③ 未支給年金及び未支給の保険給付の支給対象者

2 生計維持関係等の認定日

(1) 認定日の確認

生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者に係る生計維持関係等の認定を行うに当たっては、次に掲げる生計維持関係等の認定を行う時点（以下「認定日」という。）を確認した上で、認定日において生計維持関係等の認定を行うものとする。

① 受給権発生日

② 老齢厚生年金に係る加給年金額の加算開始事由に該当した日

③ 老齢基礎年金に係る振替加算の加算開始事由に該当した日

④ 障害厚生年金及び障害基礎年金並びに障害年金の受給権発生後において、当該受給権者が次のいずれかに該当する者である場合にあっては、次に掲げる日

ア 障害年金加算改善法（以下「法」という。）施行日の前日において、加給年金額及び加算額の加算の対象となっていない配偶者及び子を有する場合にあっては、法施行日の前日（平成23年3月31日）

イ 法施行日以後において、新たに生計維持関係がある配偶者及び子を有するに至った場合にあっては、当該事実が発生した日（以下「事実発生日」という。）

ウ 法施行日以後において、加給年金額及び加算額の加算の対象となっていない子を有する場合にあっては、当該子が新たに障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態となった日（以下「現症日」という。）

エ 法施行日以後において、加給年金額及び加算額の加算の対象となっていない子を有し、受給権者の配偶者等に対して当該子に係る児童扶養手当が支給されている場合にあっては、児童扶養手当の額が決定、改定又は停止となった月の前月の末日、若しくは障害基礎年金又は障害年金の当該子に係る加算の届出日

(2) 確認の方法

これらの認定日の確認については、受給権者からの申出及び認定日の内容に応じ別表1の書類の提出を求め行うものとする。

第 9 章

参考資料

参考資料 一覧

- 参考 1** 併給調整早見表（新法：新法）
- 参考 2** 平成 16 年法律改正（障害年金の改善）
- 参考 3** 併給調整に係る注意事項（新法：新法）～（旧法：新法）
- 参考 4** 厚生年金保険と共済組合との遺族年金の併給調整
- 参考 5** 併給調整（改正経過）
- 参考 6** 併給限度額（改正経過）
- 参考 7** 短期年金停止該当表
- 参考 8** 短期年金停止条文表
- 参考 9** 公的年金受給による支給制限（支給停止対象となる公的年金給付）
- 参考 10** 被保険者にかかる主な届出一覧
- 参考 11** 年金受給者が行う届出一覧
（全ての受給者に共通するもの）
（老齢給付に関するもの）
（障害給付に関するもの）
（遺族給付に関するもの）
- 参考 12** 年金給付の経過措置一覧（平成 23 年度）
- 参考 13** ○平成 22 年 9 月分からの厚生年金保険料額表
- 参考 14** 国民年金保険料額の改正経過
- 参考 15** 年金額物価スライド等の経過
- 参考 16** 厚生年金保険料率表
- 参考 17** 船員保険（年金）保険料率表
- 参考 18** 公的年金制度の沿革
- 参考 19** 厚生年金保険 標準報酬月額等級の変遷
- 参考 20** 船員保険 標準報酬月額等級の変遷

併給調整早見表（新法：新法）

☆併給 ○選択 △併給認定（前発失権）

後発 前発		新法国年					新法厚年				新法共済				新法船保	
		老(基) (65歳未満)	老(基) (65歳以上)	障(基)	遺(基)	寡婦	特別支給 老(厚)	老(厚)	障(厚)	遺(厚)	特別支給 退(共)	退(共)	障(共)	遺(共)	上障害	上遺族
新法国年	老(基) (65歳未満)			○注1	○	注2	(老(厚)停止) 注3		○注4	○	(退(共)停止) 注5		○注6	○	☆	☆
	老(基) (65歳以上)			○	○			☆	○	☆		☆	○	☆	☆	☆
	障(基)	○	○	△注7 (前発失権)	○	○	○	平18.4より65歳以上 は ☆	(同一支給事由) ☆ ○注8	○ 平18.4より65歳以上 は ☆	○	平18.4より65歳以上 は ☆	(同一支給事由) ☆ ○注9	○ 平18.4より65歳以上 は ☆	☆	☆
	遺(基)	○	○	○	○ (子のみ発生)	○ (同一人死亡のみ発生)	○	○	○	(同一支給事由) ☆ (上記以外) ○注8	○	○	○	(同一支給事由) ☆ (上記以外) ○	☆	☆
	寡婦	(寡婦失権) 注2		○	○ (同一人死亡のみ発生)		○		○	○	○		○	○	☆	☆
新法厚年	特別支給 老(厚)	(老(厚)停止) 注3		○	○	○			○	○	☆		○	○	☆	☆
	老(厚)		☆	○ 平18.4より65歳以上 は ☆	○				○	(平19.4前職・ 老齢等受給) ○注10 (上記以外) ☆注10-1		☆	○	(平19.4前職・ 老齢等受給) ○注10 (上記以外) ☆注10-1	☆	☆
	障(厚)	○	○	(同一支給事由) ☆ (上記以外) ○注8	○	○	○	○	(共に2級以上) △ (上記以外) ○注11	○	○	○	○注12	○	☆注13	☆
	遺(厚)	○	☆	○ 平18.4より65歳以上 は ☆	(同一支給事由) ☆ (上記以外) ○	○	○	(平19.4前職・ 老齢等受給) ○注10 (上記以外) ☆注10-1	○	(別支給事由のみ 発生)	○	(平19.4前職・ 老齢等受給) ○注10 (上記以外) ☆注10-1	○	(共に長期要件) ☆ (同一事由のみ) (上記以外) ○注14	☆	☆注15
新法共済	特別支給 退(共)	(退(共)停止) 注5		○	○	○	☆		○	○	☆ (他共済間のみ発生)		○	○	☆	☆
	退(共)		☆	○ 平18.4より65歳以上 は ☆	○			☆	○	(平19.4前職・ 老齢等受給) ○注10 (上記以外) ☆注10-1		☆ (他共済間のみ発生)	○	(平19.4前職・ 老齢等受給) ○注10 (上記以外) ☆注10-1	☆	☆
	障(共)	○	○	(同一支給事由) ☆ (上記以外) ○	○	○	○	○	○注12	○	○	○	(共に2級以上) △注16 (上記以外) ○注17	○	☆	☆
	遺(共)	○	☆	○ 平18.4より65歳以上 は ☆	(同一支給事由) ☆ (上記以外) ○	○	○	(平19.4前職・ 老齢等受給) ○注10 (上記以外) ☆注10-1	○	(共に長期要件) ☆ (同一事由のみ) (上記以外) ○注14	○	(平19.4前職・ 老齢等受給) ○注10 (上記以外) ☆注10-1	○	(共に長期要件) ☆注18 (上記以外) ○注19	☆	☆
新法船保	上障害	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆注13	☆	☆	☆	☆	☆	△ ☆注20 (どちらか一方が 40条2項該当)	☆
	上遺族	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆注15	☆	☆	☆	☆	☆	☆

併給調整早見表（新法：旧法）

☆併給

⊖選択

△併給認定（旧法失権せず併給認定後選択）

後発 前発		新法国年					新法厚年				新法共済				新法船保	
		老(基) (65歳未満)	老(基) (65歳以上)	障(基)	遺(基)	寡婦	特別支給 老(厚)	老(厚)	障(厚)	遺(厚)	特別支給 退(共)	退(共)	障(共)	遺(共)	①障害	①遺族
旧法国年	老齢 (65歳未満) (特老除)			⊖	⊖	⊖			⊖	⊖			⊖	⊖	☆	☆
	老齢 (65歳以上) (特老除)				⊖				⊖	☆			⊖	☆	☆	☆
	通老 (65歳未満) (特老除)			⊖	⊖	⊖			⊖	⊖			⊖	⊖	☆	☆
	通老 (65歳以上) (特老除)				⊖				⊖	☆			⊖	☆	☆	☆
	障害 (福祉除)	⊖	⊖	△注21	⊖	⊖	⊖	平18.4より65歳以上は☆	⊖ (特厚2級以上) △注21 ⊖ (特厚3級)	⊖ (特厚2級以上) △注21 ⊖ (特厚3級)	⊖	平18.4より65歳以上は☆	⊖ (特厚2級以上) △注22 ⊖ (特厚3級)	⊖ (特厚2級以上) △注22 ⊖ (特厚3級)	☆	☆
	母子・準母子 (福祉除)	⊖	⊖	⊖		⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	☆	☆
	遺児			⊖ (第2号被保険者の初診の障害)					⊖	⊖			⊖	⊖	☆	☆
	寡婦	⊖		⊖		⊖			⊖	⊖	⊖		⊖	⊖	☆	☆
	老福			⊖ (施行日前障害によるもののみ)	⊖				☆ (老福は旧公的年金併給制限)	☆ (老福は旧公的年金併給制限)			☆ (老福は旧公的年金併給制限)	☆ (老福は旧公的年金併給制限)	☆ (老福は旧公的年金併給制限)	☆ (老福は旧公的年金併給制限)
	障(基) (障害代替)	⊖	⊖	△	⊖	⊖	⊖	⊖ (特厚2級以上) △注21 ⊖ (特厚3級)	⊖ (特厚2級以上) △注21 ⊖ (特厚3級)	⊖ (特厚2級以上) △注21 ⊖ (特厚3級)	⊖	⊖ (特厚2級以上) △注22 ⊖ (特厚3級)	⊖ (特厚2級以上) △注22 ⊖ (特厚3級)	⊖ (特厚2級以上) △注22 ⊖ (特厚3級)	☆ (国第36条の2の併給制限)	☆ (国第36条の2の併給制限)
	遺(基) (母遺代替)	⊖	⊖	⊖		⊖注23	⊖注23	⊖注23	⊖注23	⊖注23	⊖注23	⊖注23	⊖注23	⊖注23	☆注23	☆注23
旧法厚年	老齢 (65歳未満)			⊖	⊖	⊖			⊖	⊖			⊖	⊖	☆	☆
	老齢 (65歳以上)			⊖	⊖				⊖	⊖注24			⊖	⊖注25	☆	☆
	通老・特老 (65歳未満)			⊖	⊖	⊖			⊖	⊖			⊖	⊖	☆	☆
	通老・特老 (65歳以上)			⊖	⊖				⊖	⊖注26			⊖	⊖注27	☆	☆
	障害	⊖	⊖	⊖ (特厚2級以上) △注28 (特厚3級) ⊖注29	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖ (特厚2級以上) △注30 (上記以外) ⊖注31	⊖	⊖	⊖	⊖ (特厚2級以上) △注32 (上記以外) ⊖注33	⊖	☆	☆
	遺族 通遺・特遺	⊖	☆	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	☆	☆

